



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山添稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館2階)
 発行日(月刊)
 平成15年4月10日

新たな分野への挑戦

会長 田中章五

1. 桜咲く時期の滋賀会

平成13年5月に産声を上げた現執行部は、来月に任期が満了し新しい役員体制によりスタートをします。桜の花が咲くこの時期は、2年間を通じて出来たこと、出来なかったこと、あるいは反省点・課題はと理事会等により議論を戦わせて、来る5月24日の定時総会に向け最終段階に入っています。当日は多数の会員の参加による活発な審議を期待します。

2. 今日的な行政書士の課題

さて、日本は規制改革・司法制度改革あるいはIT化と凄まじい勢いで変革を遂げておりますが、行政書士会もこれに対応すべく毎年の如く法改正を行ってまいりました。資格制度のなかにあって、行政書士制度の確立は他に比して着実に進んでいるものと確信して止みませんが、課題がない訳ではありません。

平成14年7月の、「代理」については他士会に大きく遅れたの獲得でした。また、内容についても今一步の感が拭えません。今回のオンライン化法制定による行政書士法改正に至っては、業界からの規制緩和要請を受け入れたものであったことも否めません。

行政書士の業務範囲は、殆どの省庁・自治体及び民間の権利義務・事実証明までと広範です。一方で個別の業務をみると、関与の度合いは断片的なものが多く見受けられ、依頼者側からの信頼度・満足度は決して高いとは言えないものがあります。

3. 行政書士の専門性と能力担保

このような観点から、今、行政書士に求められるのは「専門性」です。我々の予想を越える変革の社会にあって、隣接法律専門職としての行政書士は日々研鑽を重ね時代の先端たる必要があります。

従来の研修のあり方を検証し、より計画的・制度的な研修会の開催によって、受講者たる行政書士の能力が担保され専門性が高まることで、次へのステップを踏むことができます。

日行連では司法及び知的財産分野への参入を視野に、既存業務を含めた総合的な「研修センター」設立の計画に着手いたしました。

4. 日行連研修センターの設立

盛武日行連会長は、滋賀会の新年号の会報に行政書士制度のあり方を三分野の基盤構築という「かたち」で提言しています。第一に官民手続き、第二に民民手続き、その実現のための第三の政策基盤です。以下に簡単に再掲します。

第一基盤(官民手続代理)

申請手続代理(行政手続)
 電子申請手続代理(電子手続)
 不服申立代理、聴聞代理(準司法手続)
 訴訟代理、陳述代理(司法手続)

第二基盤(民民手続)

契約代理(民間)
 仲裁・調停(紛争処理)
 仲介・媒介(知的財産権)
 申請手続代理(民間機関への電子申請手続)

第三基盤(政策課題)

研修センター設立(能力担保)
 試験科目 etc

このように、第一、第二の基盤構築をしていくための政策課題の一項目として「研修センター」が計画されました。

5. 研修センター計画の具体化

日行連会長に対し、設立委員会より報告書が提出されておりますので、一部を覗いてみます。なお、現段階で決定事項はなく、今年度の設立を目途に定時総会以降に具体化される予定です。

- 1 日行連主体の会員対象研修会、単位会の研修も。
- 2 受講は自由意思により、強制ではない。
- 3 研修カリキュラムは、司法研修・知的財産・一般法律関係27項目75単位(一単位60分)
- 4 単位会カリキュラムは、個別業務等20項目75単位(一単位60分)
- 5 統一テキストの使用を基本、大学教授等講師。
- 6 3の日行連研修における受講料3万円程度。
- 7 一部研修は効果測定を実施。認定書の交付。
- 8 認定会員の家事・民事調停員等への推薦。他

会員各位にあっては、将来の事務所の方向性を念頭に新しい分野への挑戦を検討してみても如何ですか。そして、きっと来る「夢と希望の持てる行政書士」の未来を信じて。